

大船渡市立綾里小学校「いじめ防止対策基本方針」

平成26年1月策定
平成28年6月改定
平成29年6月改定
平成30年6月改定

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条、「いじめの防止のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定（平成29年3月16日文科科学省通知）により、綾里小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を目的に策定した。そして、「岩手県いじめ防止等のための基本方針」（平成29年9月改定）の考え方を盛り込んだ「いわて『いじめ問題』防止・対応マニュアル」（平成30年3月改定）を受けて、本校の基本方針を見直しすることとなった。

1 基本方針を定める意義

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめに係わる問題を抱え込まず、かつ学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。（情報共有）
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送るうえでの安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。（未然防止）
- ・いじめの加害児童への成長の観点を基本方針に位置づけることにより、当該児童の指導につながる。（成長支援）

2 いじめ防止に向けた基本的な考え

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす重大な行為である。そのため全教職員は以下の基本的な考えを持つ。

- 全教職員がいじめに対する認識を共有する。
- 全教職員がいじめを絶対に許さない毅然とした姿勢を示す。
- 全教職員がいじめの早期発見・未然防止に取り組む。

この基本的な考えのもと、いじめをしない子ども、いじめを傍観しない子どもを育て、いじめのない学校をつくっていく。

3 「いじめ」とは

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈いじめの定義〉

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

4 いじめの認定

ある行為が「いじめ」に該当するかどうかの判断は、一教職員が表面的・形式的にすることなく、いじめの定義に基づき、いじめられた児童の立場に立って、いじめ防止対策委員会が認定する。

- * けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

〈いじめ・けんかを判断するためのチェックリスト〉

- 「同一集団」：行為が、いつも特定の集団の中で起こっている
- 「立場が対等ではない」：行為をする側に、明らかな優位性がある
- 「反復性」：嫌がることを、反復して、継続して行っている
- 「故意」：嫌がることをわかった上で行っている
- 「傍観者がいる」：1対1ではなく、傍観している者がいる

5 いじめ対策のための校内組織〈いじめ防止対策委員会〉

いじめ防止対策委員会は、いじめに組織的に対応する中核を担い、いじめの認定及びその対策を検討する。また、生徒指導部と連携し、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

構成は、校長・副校長・教務主任・生徒指導主事・養護教諭及び該当児童担任とし、必要に応じて専門機関等の外部専門家を加えて構成する。

いじめ防止対策委員会は、いじめが疑われる事案が発生した場合、速やかに開催する。

いじめ防止対策委員会の役割

- ・組織体制（組織の編成・会議に応じた構成委員と役職の決定）
- ・未然防止（年間計画の作成、実施）
- ・事案対処（いじめの認知と対処方針の競技、指導・助言、いじめ事案の解消の決定）
- ・情報共有（記録の保管・引き継ぎ）
- ・その他（学校いじめ防止基本方針、年間計画の見直し、周知の徹底）

6 いじめの未然防止・早期発見のための取り組み

生徒指導部と連携し、いじめの兆候や発生を見逃さないために以下のように全校で取り組むこととする。

いじめ対策基本方針を校報及びPTA全体会を通して地域や保護者に対して周知し、いじめの未然防止、早期発見、解消に向け協力を得る。

〈いじめの未然防止・早期発見のための取り組み〉

月	取 り 組 み	月	取 り 組 み
4	情報収集（家庭訪問）・基本方針周知・すくすくチェック	11	QUテスト・教育相談
5	いじめアンケート・教育相談・生徒指導事例研	12	すくすくチェック・生徒指導事例研
6	QUテスト・教育相談	1	日常観察
7	すくすくチェック	2	いじめアンケート・教育相談
8	日常観察	3	すくすくチェック
9	すくすくチェック		
10	いじめアンケート・教育相談		

この他に、学校のあらゆる教育活動、日記指導、行動観察等で交友関係の把握を行う。
また、職員会議や朝会で気になる児童の報告を行い情報の共有を図る。

7 早期対応

いじめ事案を把握した場合、発見した職員や担任が個人で対応するのではなく、職員全体の共通認識のもと、組織で対応することを基本とする。(ただし、ネット上の書き込みの場合、その削除依頼は原則として本人または保護者が行うことになっている。学校はその方法などについて助言を行い支援する。)

深刻ないじめに対しては、いじめ防止対策委員会の判断の下、当該児童やその保護者、学級の児童に対し、別表のように対応する。

また、巡回型スクールカウンセラー等を活用し、児童の心のケアに努める。

8 教育委員会や関係機関等との連携

(1) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査等の対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

(2) いじめの内容が、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは大船渡警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体に重大な危険が生じる恐れがあるときは直ちに大船渡警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめの被害者・加害者の心身の安全、保護の観点から一関児童相談所や大船渡市役所こども課と連携し、適切な対応をとるべく相談し助言を受ける。

9 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。

また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を、当該学年の保護者や全校の保護者に適切に提供する。それにより、児童全員の保護のため、共通理解を図るとともに、事態に冷静に対応するように協力を求める。

10 いじめの解消の定義

いじめ解消の定義を次のとおりとする。

いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月継続していること。
その際、被害者本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめ被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

【別表】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取り組み

I 学校全体としての取り組み

		児童へ直接かかわる取り組み内容	保護者との連携や依頼内容	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の価値観等の理解(道徳・特活) ○道徳教育の充実(人権教育、情報モラル) ○正しい判断力の育成(道徳・特活) ○奉仕的体験活動への積極的取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加 	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れて一人でいる児童への声かけ ○個別面談(教育相談)やアンケートによる情報収集 ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追及 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガ等のチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意 	
いじめの 早期対応	暴力を 伴う いじめ	いじめ られた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教員による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話を良く聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた 側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(警察、児童相談所等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
	暴力を 伴わない いじめ	いじめ られた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教員による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話を良く聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた 側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(教育相談、カウンセラー等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
	行為が わかり にくい いじめ	いじめ られた側	<ul style="list-style-type: none"> ○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話を良く聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた 側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実を確認し、「いじめは絶対許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(教育相談、カウンセラー等)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
直接関係がない児童		<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しみの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気づいた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成 	

II 家庭や地域との連携

各家庭(PTA)での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気づくことのできるような啓発(PTA保護者会、校報等) ○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践を啓発 ○父親の子育てへの積極的参加を啓発
地域での取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども達への積極的な挨拶と声かけの依頼 ○地域や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校、保護者への連絡

いじめ事案発生時 フローチャート

